

東大阪市衛生システム
導入及び保守業務委託仕様書

令和7年6月

東大阪市

1 業務名

東大阪市衛生システム導入及び保守業務

2 適用範囲

本仕様書は、東大阪市衛生システム（以下、「本システム」という。）の導入・保守に関して、受注者が実施するすべての事項（以下、「本契約」という。）に適用する。

3 担当課

東大阪市保健所食品衛生課

住所：東大阪市岩田町4丁目3番22-500号

電話番号：072-960-3803

担当：橋詰、新山、山崎

4 契約期間

(1) 本システム導入期間

受注者は、本仕様書の作業内容について必要な項目を令和8年2月28日までに完了し、翌日から運用可能な状態で提供すること。なお、運用開始日において発注者が本システムを使用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。

(2) 本システム運用保守期間

令和8年3月1日～令和13年2月28日まで（60か月）

受注者は、9保守要件により本システムの運用保守を行うこと。

5 業務概要

(1) 業務内容

- ・システム導入及びカスタマイズ
- ・ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア、周辺機器の調達
- ・ネットワーク設定（LAN敷設工事等を含む。）
- ・サーバにおけるファイル共有フォルダの構築
- ・現行システムからのデータ移行
- ・既存機器類の引取りおよび廃棄
- ・職員への研修、マニュアル等整備

・システム稼働後の保守管理

(2) 納入場所

東大阪市保健所食品衛生課・環境業務課

東大阪市岩田町4丁目3番22-500号

東大阪市環境衛生検査センター 東大阪市西岩田3丁目3番2号

東大阪市動物指導センター 東大阪市水走3丁目12番32号

(3) 機器等の設置場所および設置台数

導入予定の機器の設置場所、数量については以下のとおり。

区分	設置場所	台数
サーバ	食品衛生課・環境業務課 ※オンプレミス型の場合	必要数
クライアント端末	食品衛生課・環境業務課	10台
	動物指導センター	4台
	環境衛生検査センター	1台
モノクロレーザープリンタ	食品衛生課・環境業務課	3台
	環境衛生検査センター	1台
カラーインクジェットプリンタ	食品衛生課・環境業務課	2台
レーザーカラープリンタ	動物指導センター	1台
バーコードリーダー	動物指導センター	3台

(4) LAN 敷設及び機器設置作業

各拠点における、PC、プリンター及びルーター間のLANケーブルの配線及び接続は受注者が行うこと。なお、LANケーブルの必要な長さは計約130m、主な経路は床下（一部、天井から床下への移動あり）である。

(5) 現行システムからのデータ移行

現行システムからの業務データ移行（入力）は受注者にて行う。現行システムからの提供データは、現行システムの指定様式にて行いデータレイアウトの変換等は行わないものとする。提供データのうちコード管理されている項目については、コードに対する文字への置き換え等は行わないものとする。データは、エクセル形式またはCSV形式で提供する。提供データに対する受注者からの問合せに関しては、本市が現行システム保守事業者に照会し、その結果を回答する。

(6) 既存機器類の引取りおよび廃棄

引取りおよび廃棄する機器の場所および台数の概要は以下のとおり。なお、データ消去については本市で実施する。

サーバ	2台
クライアント PC	16台 (内1台はノート PC)
モノクロレーザープリンタ	4台
カラーインクジェットプリンタ	3台
レーザーカラープリンタ	1台
VHS、DVD 等	

(7) 職員への研修、マニュアル等整備

受注者は、次の要件に基づき、研修を実施すること。

- ・研修に必要な機器、資料等は、受注者が準備すること。
- ・研修は、利用者向け、管理者向け別々に実施すること。
- ・利用者向けは、業務ごとに実施し、関係担当職員が受講できるよう回数、時間等を発注者と協議すること。
- ・管理者向け研修は、5名程度を対象とし、最低1回実施すること。内容は、本システムの管理に必要な項目(システムの起動、停止、停電時対応、ID管理、バックアップデータ管理等)についての操作方法や留意点等とすること。
- ・システム利用マニュアル等を作成し必要に応じて更新すること。

6 システム概要

(1) システムで行う業務の範囲

食品衛生、環境衛生、薬事衛生、畜犬に関する業務の内、次の業務を本システムで行う。

(ア) 管理対象業種

- ・食品衛生法に規定する許可業種及び届出業種並びに食品衛生法改正前の旧営業許可業種 (34 業種)
- ・ふぐ処理施設
- ・生食用食肉取扱施設
- ・理美容所、クリーニング所、コインランドリー、旅館業、興行場、公衆浴場
- ・特定建築物、ビル衛生管理業
- ・専用水道、特設水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸等
- ・浄化槽、浄化槽保守点検業
- ・化製場、動物飼養場

- ・墓地、納骨堂、火葬場
- ・遊泳場
- ・温泉、温泉利用許可施設
- ・薬局、医薬品販売業（店舗）
- ・毒物劇物一般販売業（オーダー・取扱）
- ・毒物劇物農薬用品目販売業（オーダー・取扱）
- ・毒物劇物特定品目販売業（オーダー・取扱）
- ・薬局製剤製造業、薬局製剤製造販売業
- ・高度管理医療機器（販売・貸与・販売貸与）
- ・管理医療機器（販売・貸与・販売貸与）
- ・毒物劇物業務上取扱者（電気めっき、金属熱処理、しろあり防除を行う者、運搬業、法第22条第5項の者）
- ・医薬品業務上取扱者
- ・畜犬管理

（イ）管理業務

- ・台帳管理（受付、許認可、届出、変更、修正、廃止等情報の管理）
- ・監視指導管理（結果情報、監視指導種別、監視指導方法等の管理）
- ・苦情管理（受付、調査、結果等の管理）
- ・不利益処分管理（処分内容等の管理）
- ・各種帳票管理（各種許可証、成績書、牽引簿、注射状況、原簿入力状況、事由別原簿一覧等の作成・発行）
- ・食中毒調査管理
- ・収去検査管理
- ・講習会管理
- ・統計管理（各種衛生行政報告例の作成、登録頭数、月別登録頭数、月別注射頭数、月別届出事由別頭数）
- ・表彰受賞管理
- ・原簿管理（新規、変更、修正、削除、照会、鑑札再交付、摩滅交換）
- ・狂犬病予防注射管理（注射記録、修正、削除、再交付）

（２）システムで行う業務の規模

現行システムで管理している各業務の参考対象件数は以下のとおりである。

業務の種類	対象件数（概数）
食品関係施設数	10,000件
新規食品関係許可・届出（年間）	1,100件
環境関係施設数	8,000件

新規環境関係許可・届出（年間）	100件
業務関係施設数	1,900件
新規業務関係許可・届出（年間）	100件
畜犬登録数	26,000件
新規畜犬登録（年間）	1,600件

(3) システム構築の種類

システム構築の種類については、運用の効率化等の観点から、本市としてはクラウド型（LGWAN 接続系利用）が望ましいが、オンプレミス型も可能とする。

7 システム構成要件

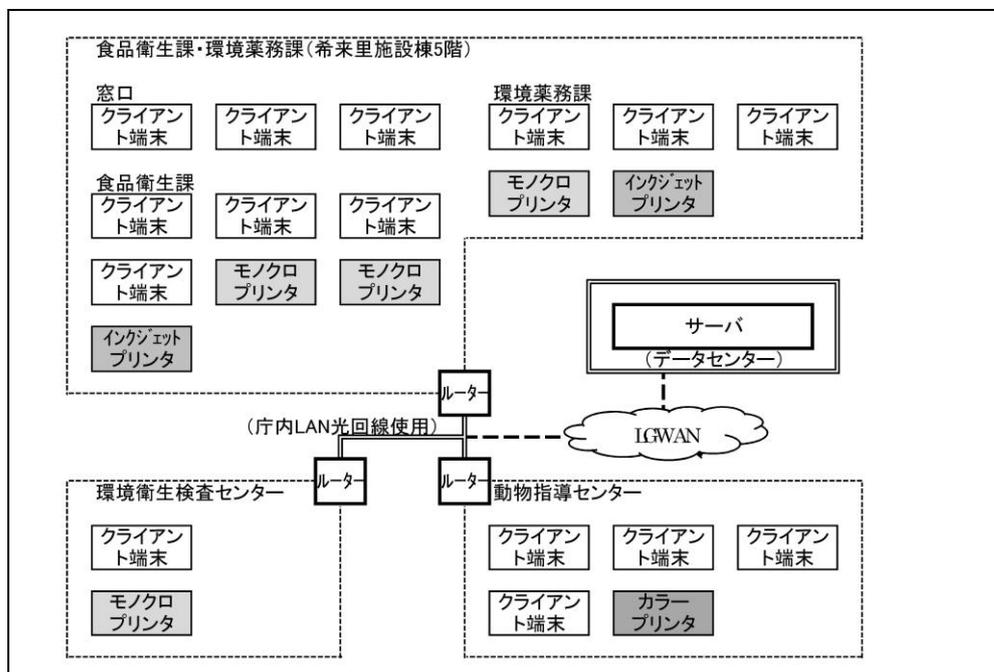
(1) 基本要件

- ・提案システムを安定かつ安全、円滑に運用でき、受注者の責任において品質管理・保守のできる機器を提案すること。
- ・選定したハードウェア等は、契約期間中、保守サポートが継続する製品であること。
- ・ハードウェアのスペック（CPUやメモリ等）は性能要件を満たすものを提案すること。
- ・ソフトウェア等のバージョン確定にあたり、事前に発注者と協議すること。
- ・導入するソフトウェアは原則日本語版であること。
- ・サーバ稼働及びクライアント数毎に必要なライセンスがある場合は、全て本契約に含めること。また、ライセンスはクライアント端末台数分を用意すること。
- ・設置する最大15台の端末が同時接続しても、業務に支障なく稼働すること。
- ・Windows サーバの OS は最新のものを導入、OS のサポート期間が終了する場合は、後継 OS へのアップグレードを受注者の責任において実施すること。
- ・サーバのハードディスク構成を RAID 構成とする等、機器の支障等に備えた構成とすること。
- ・サーバ機器については冗長化し、システムダウンを回避する構成であること。
- ・オンプレミス型の場合は、ディスク・メモリを含め5年間は増設することなく使用できるよう、十分にデータを格納できる容量を確保すること。
- ・将来的なクライアント OS の変更にも対応できること。
- ・各種テスト、改修資源の反映やセキュリティパッチ適用等の際に事前検証を行うため、本番環境（通常システムが稼働する環境）とは別に、検証環境（ハードウェア及びソフトウェア）を整備すること。

(2) システム構築要件

【クラウド型 (LGWAN 接続系利用)】

システム構築は以下の図を想定している。

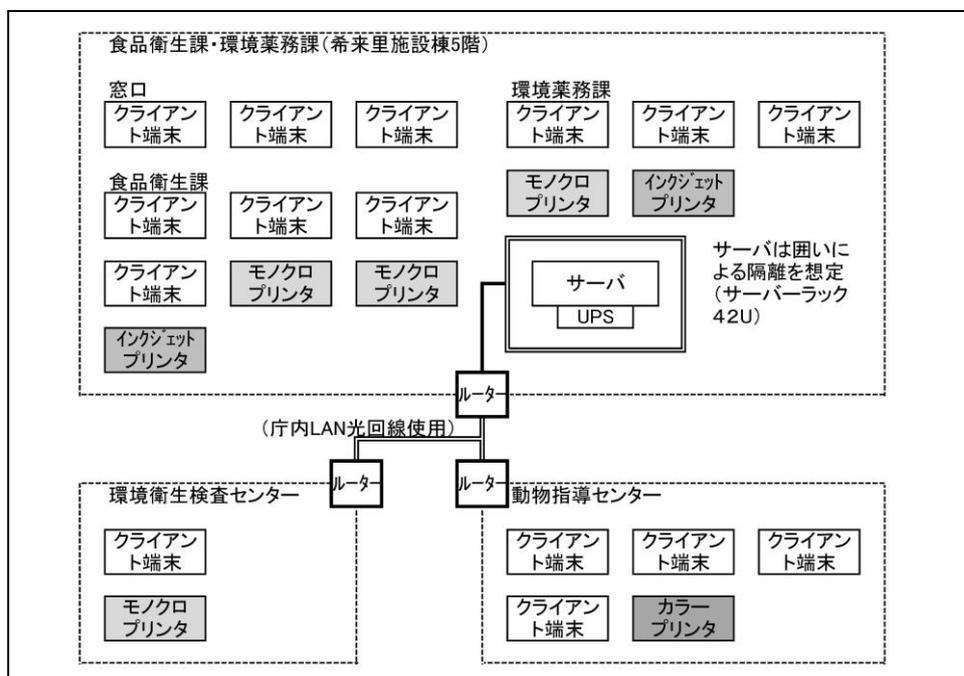


LGWAN 接続系セグメントを利用する場合、庁内ネットワーク上にあるプロキシサーバ等の設定変更が必要となるため、設定変更に必要な情報を提供するとともに接続確認に協力すること。(設定変更作業は本市が行い、本件の対象外とする。)

- ・データセンターの物理及び環境セキュリティは、「情報システム安全対策基準」(通商産業省告示第518号、第536号)に適合していること。
- ・データセンターの安全性の確認基準は、ティア3相当以上の仕様を満たすこと。
- ・データセンターの事業者がISO/IEC27001等情報セキュリティにかかる付与認定を受けていること。
- ・サーバの設置場所は日本国内であること。

【オンプレミス系】

システム構築は以下の図を想定している。



サーバ機器は、食品衛生課・環境業務課の執務室内（空調設備あり）に保管し、各拠点からの通信は、庁内LAN用の回線を利用するものとする。通信回線は、既存の衛生システムが利用しているVPNに参加してシステムを構築することを想定しているが、個別でVPNを希望する場合は、提案者がVPNルータを調達することとする。

既存のサーバーラック内に、以下の要件を満たすサーバ機器を設置し設定作業を行うこと。なお、サーバーラックは富士通製19インチを使用しており、42U中36Uが未使用である。

- ・サーバ機器は、同規模システムでの導入実績があること。
- ・サーバにはウイルス対策ソフトをインストールすること。
- ・サーバからのインターネット接続は不可とする。
- ・コンソールを用意すること。
- ・スイッチングハブについては、100BASE-T、1000BASE-Tに対応していること。
- ・停電時において安全にシャットダウンできる無停電電源装置を備えること。
- ・庁舎の停電時のために、機器類のシャットダウン・復旧方法を書面で納品すること。
- ・バックアップを実施するため、5年間の運用・保守期間を想定した記憶媒体（磁気テープ又はHDDの記憶装置等）を設置すること。

(3) 性能要件

下記の条件を満たすことを前提に、最適と考えるものを提案すること。

- ・オンライン処理にてデータ登録や検索抽出などを実施した際のレスポンスは5秒以内とする。ただし、本市が要件を満たせない理由を認めた場合はこの限りではない。
- ・オンライン帳票印刷処理において、画面上で要求を出してから、印刷又はプレビューが開始されるまでの時間は6秒以内とする。ただし、本市が要件を満たせない理由を認めた場合はこの限りではない。
- ・通信量の多い保守作業等は実施時間を業務に影響が出ない時間帯にするなど配慮すること。なお、通信回線速度は、LGWAN接続系の場合のLGWAN通信は帯域保証30Mbps、拠点間通信を行う市内LAN系の回線は100Mbpsベストエフォート型である。

(4) 機能要件

東大阪市衛生システムの機能要件は、「(別紙) 機能要件確認書」に提示する。原則として、パッケージの標準機能で対応することとし、それにより難しい場合はパッケージのカスタマイズや代替案の提示で実現すること。なお、本契約期間中に法改正による機能の追加等が必要な場合は、パッケージのバージョンアップ等で対応すること。また、別紙によらず、パッケージの標準機能はそのまま適用すること。

8 機器要件

(1) クライアント端末

- ・クライアントOSは Windows 11 Professional 64bit 以上であること。
- ・セットアップ費用を含むこと。
- ・CPUはインテル Core i3-12世代同等以上であること。
- ・メモリは8GB以上であること。
- ・ストレージはSSD500GB以上とすること。内蔵型ドライブ搭載とすること。
- ・ディスプレイのサイズは17~19型のデスクトップ型とすること。
- ・レーザー式マウス、キーボード、テンキーボードを内蔵又は添付すること。
- ・USB Type A が2個以上あること。
- ・DVD-ROM ドライブユニット(厚型) 搭載とすること。
- ・スーパーマルチ(厚型) 搭載が3台以上あること。
- ・ブラウザは、システムに必要なものをインストールすること。
- ・Microsoft Office 2024以降の Word、Excel、PowerPoint をインストールすること。
- ・Acrobat Reader をインストールすること。

(2) モノクロレーザープリンタ

- ・ MultiWriter4M550 同等品とすること。

(3) カラーインクジェットプリンタ

- ・ PX-S6010 同等品とすること。

(4) レーザーカラープリンタ

- ・ ColorMultiWriter3C550 同等品とすること。

(5) バーコードリーダー

システムで使用できるように必要な設定を行うこと。

9 保守要件

(1) 基本事項

- ・ 受注者は、業務を実施するに当たり、本業務の責任者を選任すること。
- ・ 連絡体制を明確化し、市の担当職員等からの連絡を円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。
- ・ 監視、インシデント管理、問題管理、変更管理、リリース管理、構成管理、保守及び定期報告を行なう体系化された体制を確立すること。

(2) 運用保守期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までの期間 (60 か月) とする。

(3) 保守対応時間

保守対応時間は原則午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) とし、非常時 (災害発生等) は柔軟に対応できるものとする。なお、本システムの保守等に要する時間は除くこととする。

(4) セキュリティ対策

本システムの各種ログを最低 1 年間保存すること。なお、不正アクセスや情報の改ざん等の情報セキュリティインシデントの発生が疑われる場合には、発注者の求めに応じて、受注者が各種ログの分析を行うこと。

受注者はサーバ等の機器について、使用する OS やソフトウェア等に対してセキュリティパッチ適用や不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルの更新を適宜行うこと。なお、適用に当たっては、動作確認を十分に実施すること。

(5) バックアップ

管理するデータが消失しないよう、サーバの定期的なバックアップを行うこと。なお、バックアップの方法、対象データ、頻度、世代管理等について提示すること。障害発生時には、バックアップデータから速やかにデータを復元できること。

バックアップデータは保存期間終了後、速やかに削除すること。また、バックアップ記憶媒体を破棄する際には、事業者の責任で物理的に読み取りできない状態にして破棄すること。

(6) ヘルプデスク設置

- ・ 職員向けの操作等の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置すること。
- ・ 問合せ窓口では、固定電話、携帯電話から問合せ可能とすること。
- ・ ヘルプデスクの対応時間は、原則、土日祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時00分から午後5時30分までとすること。
- ・ 電子メール、FAX等による問い合わせは24時間受付すること。
- ・ システム運用開始までに問い合わせ対応に係るマニュアルを作成すること。また、運用状況に応じて更新すること。

(7) システム保守

- ・ システムの稼働状況を定期的に分析し、最適な稼働環境を整備すること。
- ・ システムの保守は別途費用（出張費等）を要求することなく実施すること。
ただし、発注者が追加費用の発生を承認し、機能の追加を要求した場合においてはこの限りではない。
- ・ システムの不具合等、予見される事象を発見した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- ・ バージョン管理を行い、変更履歴を調査できること。
- ・ 制度改正にあわせてシステムのバージョンアップ（機能アップデート等）を実施し、最新制度に対応すること。この作業に係る費用は本契約に含むこととする。
- ・ クライアント端末のOSやブラウザ等のバージョンアップ等を実施すること。この作業に係る費用は本契約に含むこととする。
- ・ 軽微な変更等には無償で対応すること。
- ・ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。また、修正箇所、内容等に関する報告書を提出すること。
- ・ その他、無償での機能の追加など、有効な保守サポート方法について検討すること。

(8) 障害保守

- ・ 障害発生時の対応窓口を設置すること。

- ・初期対応として、速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）の切り分けを実施し、本システムに起因する場合は復旧の見込み時間を発注者に報告すること。
- ・復旧まで2時間以上要する見込みの場合は、必要に応じて随時状況を報告すること。
- ・情報の収集、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。
- ・調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（再設定・動作確認含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。
- ・発注者において障害が発生していない場合でも、発注者と同様のシステムを導入している他の団体で障害が発生した場合には、発注者への影響調査を実施し、対応すること。
- ・障害復旧等に対する進捗状況を随時報告すること。また、作業後は障害解析から対応までを書面で報告すること。

（9）報告等

受注者は月次の運用・保守に関して、進捗状況や工数実績、課題管理などに関する報告書を翌月10日ごろまでに提出すること。また定例会や協議等を行った際は、受注者が議事録を作成し発注者に提出すること。

9 その他

（1）著作権について

本業務における全ての納品成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）及び所有権は発注者及び受注者の両者に帰属するものとする。なお、パッケージ部分について著作権及び所有権が受注者に帰属することは差し支えない。

（2）一括再委託等の禁止

受注者は、委託業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。それ以外の業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。ただし、軽微な部分を委託又は請け負わせようとするときはこの限りではない。

（3）その他

本仕様書に記載がなく不明な事項は、その都度、受注者と発注者双方が協議して決定すること。